

船橋市ごみ収集ステーション管理用具貸与要綱

（目的）

第1条 この要綱は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第13条に定める家庭系廃棄物のごみ収集ステーションにおけるカラスや猫等によるごみの散乱防止及び清潔保持のために必要な用具（以下、「用具」という。）を無償で貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与する用具）

第2条 貸与の要件を満たすごみ収集ステーションの管理者又は使用者の代表者（以下、「管理者等」という。）に対し、予算で定める範囲内で次の用具を貸与する。

- (1) ごみ散乱防止ネット（3m×4mまたは2m×3m）
- (2) ほうき・ちりとりセット

2 用具の貸与は、ごみ収集ステーション 1 箇所あたりごみ散乱防止ネット 1 枚及びほうき・ちりとりセット 1 セットを上限とする。

ただし、協議においてごみ収集ステーションの設置状況等より複数の貸与が必要と判断する場合は、別途貸与する。

（貸与の要件）

第3条 貸与の要件は、次のとおりとする。

- (1) ごみ収集ステーションに使用可能な用具がないこと。
- (2) 常に用具を丁寧に扱うこと。
- (3) ごみ収集ステーションを利用する世帯で協力して適正に管理すること。
- (4) 家庭系廃棄物の散乱防止目的以外の使用及び転貸借、売却をしないこと。
- (5) 歩行者及び車両等の通行に支障をきたさないこと。
- (6) ごみ収集後は速やかに片付けることとし、紛失、盗難、破損等のないように維持管理を行うこと。
- (7) 用具の補修等が生じた場合は、その費用を負担すること。
- (8) 用具の使用に際して生じた事故及び損害等については、全て自己の責任において処理すること。
- (9) その他、市の指示に従うこと。

（貸与の申込み）

第4条 用具の貸与の申込みをする者は、管理者等が「ごみ収集ステーション管理用具貸与申込書」（第1号様式）を市長へ提出するものとする。

（貸与の決定）

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、必要な調査を行い、「ごみ収集ステーション管理用具貸与可否決定通知書」（第2号様式）により管理者等に貸与する用具とその数量の貸与可否について通知する。

（貸与の期間）

第6条 用具の貸与期間は、管理者等が用具の貸与を受けた年度を含めて3年度とし、原則、貸与期間内での用具の交換及び新たな貸与は行わない。

2 前項に定める貸与期間満了後の用具については、管理者等は無償譲渡するものとする。

（貸与の取消・返還）

第7条 管理者等が、次のいずれかに該当するときは、市長はネットの貸与を取り消し、その返還を求めることができる。

(1) 第3条の貸与の要件に違反したとき。

(2) その他、市長が用具を貸与する必要がないと認めたとき。

（管理者等の変更）

第8条 管理者等を変更するときは、前任者は必要な事項を後任者に確実に引き継ぎ、管理者等変更届（第3号様式）を提出するものとする。

（免責）

第9条 用具の使用に起因して生じた事故、損害又はトラブルなどについては、市は責任を負わないものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(第1号様式)

ごみ収集ステーション管理用具貸与申込書

年 月 日

船橋市長 あて

管理者等 住所(所在) _____

氏名(名称) _____

電話番号 _____

船橋市ごみ収集ステーション管理用具貸与要綱第4条の規定により下記の用具の貸与を受けたく申し込みします。なお、用具の使用にあたっては、同要綱の規定を遵守します。

記

(1)現在の使用状況 ※いずれかに☑にのみ 貸与いたします。	ごみ散乱防止ネット	ほうき・ちりとりセット
	<input type="checkbox"/> 使用していない	<input type="checkbox"/> 使用していない
(2)貸与希望の用具 ※ネットは原則、大・小 いずれか1つのみの貸 与とります。	<input type="checkbox"/> ごみ散乱防止ネット 小(2m×3m)	<input type="checkbox"/> 使用しているが劣化等で交換が必要
	<input type="checkbox"/> ごみ散乱防止ネット 大(3m×4m)	
	<input type="checkbox"/> ほうき・ちりとりセット	
(3)ごみ収集ステーション 所在地(使用世帯数)	船橋市	(世帯)

2. ごみ収集ステーション案内図(図面添付でも可)

※印や色付けで、ごみ収集ステーション使用世帯が分かるようにしてください。

(第2号様式)

ごみ収集ステーション管理用具貸与可否決定通知書

年 月 日

様

船橋市長
(公印省略)

年 月 日で貸与の申込みのあった件について、下記のとおり決定しました。

記

1. 貸与します。

本通知書を持参のうえ、下記のとおりお越しいただくようお願いいたします。

貸与する用具	ごみ散乱防止ネット 大 (3m×4m)	枚
	ごみ散乱防止ネット 小 (2m×3m)	枚
	ほうき・ちりとりセット	セット

ごみ収集ステーション 所在地 (使用世帯数)	船橋市
	(世帯) ※市使用欄 管理番号()

貸与予定場所	
貸与予定日時	

2. 貸与しません。

理由

(第3号様式)

管理者等変更届

年 月 日

船橋市長 あて

新管理者等 住所(所在) _____
氏名(名称) _____
電話番号 _____

ごみ収集ステーションの管理者又は使用者の代表者に変更がありましたので、船橋市ごみ収集ステーション管理用具貸与要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1. 変更年月日

_____年 _____月 _____日

2. 旧管理者等

住所(所在) _____

氏名(名称) _____

3. ごみ収集ステーション所在地(使用世帯数)

船橋市 _____ (_____ 世帯)

4. ごみ収集ステーション案内図(添付でも可)

※印や色付けで、ごみ収集ステーション使用世帯が分かるようにしてください。